主

原判決を破棄する。 本件を京都簡易裁判所に差し戻す。

理 由

京都区検察庁検事岡正毅の控訴趣意及び弁護人田中福一の答弁は本件記録に綴つている控訴趣意書はびに答弁書記載のとおりであるから引用する。

控訴趣意第二点について、 凡そ告発はそれが単に犯罪捜査の端緒に止まる場合であつても、更に同時に訴訟 条件を成す場合であつても毎に刑事訴訟法上の告発と認められるものであることを 必要とし、その手続は同法所定の形式に従うべきを本則としその効力の有無は専ら 同法の趣旨に従つてこれを決定すべきであつて本件国税犯則取締法による告発であ つても検事所論のように刑事訴訟法及び刑事訴訟規則を離れてその手続につき格別 の準拠法があるのではない。

〈要旨第二〉蓋し所論引用に係る国税犯則取締法施行規則第一二条の規定は同施行 規則第八条の規定と共に収税官吏が犯〈/要旨第二〉則事件の調査として国税犯則取締 法第一条に規定する質問、検査、領置をし同調査上必要な処分として同法第二条に 規定する臨検、捜索又は差押をした場合に共の顛末を記載する書面の形式について 基本的の規定と思料せられる同法第一〇条の規定に対する補充的乃至附加的のもの であつて収税官吏の作成すべき書類の形式に関する通則として独立した規定である と解することはできないからである。而してこのことは叙上の取締法並びに同法施 行規則を通覧して検討するときは文理解釈上自明に属し説明に多言を要しないとこ ろである。従つて右施行規則第一二条は収税官吏が国税犯則取締法第一条第二条等 によって犯則事件の調査、処分をした場合には同法第一〇条に従って其の顛末を記 載する書面を作成し立会人又は質問を受けた者と共に署名捺印し同法施行規則第八 条所定の調査、 処分に該当する場合にはその場所及び特等をも記載した上更に該調 査及び処分に関する書類には毎葉契印し文字の挿入、削除又は欄外記入をした場合 にはその部分に認印すべきことを命じたものに外ならないのであるからこの規定あ るの故に本件告発書が刑事訴訟法適用の範囲外にあるものとする所論は到底失当た るを免れない。

次に進んで本件告発書(記録第二〇丁及び第三一丁)の形式を審査するに同書面は下京税務署長大蔵事務官Aの作成名義に係るところ作成者の記名と認むべきものあるも署名並びに押印なく二葉に亘る書面であるに拘らず契印が施してないのであること明らかである。そして本件における告発は単なる捜査の端緒に止まらず検察官が公訴を提起するについての適法条件であるに拘らず、検察官においてその形式審査をおろそかにし叙上の甚しき瑕疵のある告発書を漫然受理してこれをそのまゝ起訴条件を証明する資料に使用したことは現行刑事訴訟法の採用する当事者主義の精神に照らし原告官としての措置妥当を欠くものといわねばならない。

仍て爾余の論旨に対する判断を省略し刑事訴訟法第三九七条第三七八条第二号第 三九八条に則り主文のとおり判決する。

(裁判長判事 富田仲次郎 判事 棚木靱雄 判事 入江菊之助)